

令和 3年 4月 30日

保護者各位

今帰仁村立兼次小学校
校長 島袋 剛 【公印省略】

大型連休における児童の安全確保についての協力依頼

春暖の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして大型連休（ゴールデンウィーク）に向け、安心安全で有意義な連休になることを願い、毎年安全指導を行っております。

しかし、県は、新型コロナウイルス「まん延防止等重点措置」指定に伴う対処方針の中で、「不要不急の外出や移動を自粛すること」をはじめ8項目を県民へ要請しています。

つきましては、保護者の皆様には、県からの要請事項へのご協力をお願い申し上げます。

また、やむを得ず外出される際は、下記について注意喚起をして頂きますようお願いいたします。

記

1,交通安全について

- ① 交通ルールを守る。（信号を守る・横断歩道を渡る・飛び出しをしない）
- ② 自転車の安全な乗り方の指導。
- ③ 交通事故に巻き込まれないように、周りのようすに気を配る。

2,水難事故防止について

- ① 海や川に子供達だけでは、行かない。
- ② 遊ぶ時には、ルールを守る。（大人と一緒に遊ぶ。危険な行動はしない。）

3,熱中症予防について

- ① 活動中は、こまめに水分補給を心がける。
- ② 屋内では、常に風通しを良くし換気に気をつける。
- ③ 屋外では、通気性の良い帽子等を着用し活動する。

4,その他【県から県民への要請事項】

○不要不急の外出や移動を自粛すること

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、心身のリフレッシュや運動・散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出や移動しないよう要請。

○混雑している場所や時間を避けて行動すること

○営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと

○県外との不要不急の往来は自粛すること

○離島との不要不急の往来は自粛すること

○歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること

○会食は、同居家族等と少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること（法第24条第9項）

○飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること